

接道部ガーデニング助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が関与し、現に事業中の土地区画整理事業地区内において、宅地の道路に接する部分を新たに緑化する者に対して、その費用を助成することにより、街並みの美観向上及びガーデニング機会の創出を図り、もって緑豊かなまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 接道部ガーデニングとは、接道部を利用した樹木及び草花の育成を通して、緑豊かなまちづくりを推進することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、公社が関与し現に事業中の土地区画整理事業地区内において、移転あるいは土地を購入又は使用する個人で新たに戸建て住宅を建築等し、接道部を緑化する者をいう。ただし他の制度で緑化助成を受けた植栽を現に有する者を除く。

(助成対象)

第4条 助成対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 樹木及び草花、肥料、客土とし、その材料費及び施工費とする。
- (2) 助成対象範囲は、道路境界から奥行き2メートルの範囲内とする。

2 ただし次の各号に掲げるものを除く

- (1) 縁石及びフェンス、擁壁、石材、舗装、装飾用置物、植木鉢等の施設類
- (2) 植栽及びフェンス、舗装等の既存物の撤去に要する費用

(助成条件)

第5条 助成条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緑化は、高木（高さ3メートル以上の樹木）及び中木（高さ1メートルから3メートル程度の樹木）のほか、低木（高さ1メートル程度までの樹木）、草花を用いるものとする。
- (2) 緑化範囲に生垣を設ける場合には、道路から最も離れた位置に設置し、その前面に植栽するものとする。
- (3) 緑化範囲には客土を行うものとする。客土は畑土をもってし、施用量は1平方メートル当たり0.4立方メートルで、その平均厚さを40センチメートルとする。ただし緑化範囲に既に畑土が施用されている場合を除く。
- (4) 接道部に縁石を設ける場合には高さ40センチメートル以内とし、その高さは道路面

からとする。ただし、地形に高低差があり擁壁が設けられている場合には当該擁壁の天端からの高さとする。

(5) 緑化助成対象範囲内にフェンス、柵、舗装など施設を設けないこと。ただし、門柱及び地形に高低差があり設けられている擁壁に安全対策のため設置する生垣、フェンス、柵を除く。

(6) 助成回数は1回とする。

(7) 申請した当該年度内に緑化工事が完成し、公社の指定する期日までに完了届が提出できる者とする。

(助成金の額)

第6条 助成限度額は300,000円とする。年間の件数及び総額は公社事業計画及び予算の範囲内とする。

2 助成申請金額を助成にかかわる緑化面積で除して得た1平方メートル当たりの金額は、30,000円を超えないものとする。

(助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に接道部ガーデニング助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、公社に申請する。

(1) 緑化計画図（植栽配置図及び植栽数量表）

(2) 工事費の見積書及びその内訳書の写し

(3) 土地の所有者あるいは利用者であることを証する次の書類

登記簿謄本又は固定資産税課税明細書の写し及び仮換地指定通知の写し又は仮換地指定証明、賃貸借契約書の写し

(助成の適合決定及び通知)

第8条 公社は、前条の申請書に基づき審査を行い、助成が適当と認めるときは接道部ガーデニング助成適合決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 公社は、助成が適当でないと認めるときは、接道部ガーデニング助成不適合決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 公社は、審査に際し、必要に応じ申請者から説明を受けるとともに助言を行うことができる。

(変更届)

第9条 申請者は、緑化に際しやむを得ず変更が生じた場合には、助成申請変更届（様式第4号）により公社に提出する。

(完了届の提出)

第 10 条 申請者は、助成に係わる緑化工事を完了したときは、次に掲げる書類を添付した工事完了届（様式第 5 号）を公社に提出する。

- (1) 竣工図（緑化計画図及び見積書、内訳書の写し含む）
- (2) 領収書の写し

（助成の決定通知）

第 11 条 公社は、完了届けの提出があったとき、工事の完了確認を行い、助成が適当と認められたときは、接道部ガーデニング助成金交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する。

（助成の取り消し）

第 12 条 公社は、助成金交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 工事の完了確認の結果、助成が適当でないと認められたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成決定を受けたことが明らかになったとき。

2 公社は、助成の取り消しをしたときは、速やかにその内容を助成決定者に、接道部ガーデニング助成決定取り消し通知書（様式第 7 号）により通知する。

（助成金の請求）

第 13 条 公社から助成交付金決定通知を受けた申請者は、支払金銀行振込依頼書を添え接道部ガーデニング助成金交付請求書（様式第 8 号）により助成金を公社に請求するものとする。

2 公社は、請求があったときは助成金を交付する。

（助成に関する調査等）

第 14 条 公社は、助成に関して必要と認めるときは、助成を受けた者に対して報告を求めることができる。

（責務）

第 15 条 助成を受けた者は、積極的に緑の育成と美観維持に努めるものとする。

2 公社は、助成を受けた者に緑の育成と美観維持について必要な助言を行うとともに、公社事業への協力を求めることができるものとする。

（個人情報）

第 16 条 公社は、助成の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護要綱に基づき、

個人情報の適正な管理を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会社が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。